

組織変更及び実績承継添付書類一覧表

内容	提出者	添付書類（※1）										
		許可証明書 （※2）	登記簿謄本 （※3）	財務諸表 （直近1期）	印鑑証明書	使用印鑑届 （市内業者のみ）	実績承継願 ※消滅・分割・譲渡会社が 存続・新設・承継・譲受会 社の社名で登録を継続する 場合に必要 （※4）	株主総会議事録 ※簡易・略式手続の場合は不要 及び 合併・分割・譲渡契約書	委任状	実態調査票 （市内業者のみ）	入札参加委任状 （市内業者のみ）	資本・人的関係調書 （市内業者のみ）
1 組織変更 （会社法第2条26号）	旧会社	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
	新会社	○	○	－	○	○		○	○	○	○	○
2 吸収合併 （会社法第2条27号）	消滅会社	－	－	○	－	－	○	○	－	－	－	－
	存続会社	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
3 新設合併 （会社法第2条28号）	消滅会社	－	－	○	－	－	○	○	－	－	－	－
	新設会社	○	○	－	○	○		○	○	○	○	○
4 吸収分割 （会社法第2条29号）	分割会社	－	－	○	－	－	○	○	－	－	－	－
	承継会社	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
5 新設分割 （会社法第2条30号）	分割会社	－	－	○	－	－	○	○（※5）	－	－	－	－
	新設会社	○	○	－	○	○		－	○	○	○	○
6 事業譲渡	譲渡会社	－	－	○	－	－	○	○	－	－	－	－
	譲受会社	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
7 個人から法人へ承継 （法人成り）	個人	－	－	○（※6）	－	－	○	－	－	－	－	－
	承継会社	○	○	－	○	○		○	○	○	○	○
8 個人から個人へ承継	個人（被承継）	－	－	○（※6）	－	－	○（※9）	－	－	－	－	－
	個人（承継）	○	○（※7）	○（※6、8）	○	○		－	○	○	○	○

（※1）登録業種が複数であっても、一切の事業を実績承継する場合は上記添付書類は1部で構いません。ただし、登録業種によって登録内容や実績承継する事業範囲が異なる場合（建設工事と物品・役務で委任先や承継者が異なる等）は、それぞれについて書類をご用意いただく可能性があります。また、各証明書は写し（コピー）でも構いませんが、登録申請内容変更通知書の提出日より3か月以内に交付されたものに限りません。

なお、添付書類一覧表に示された書類以外の書類も必要に応じて提出を求める場合があります。その際は、当市担当職員の指示に従ってください。

（※2）建設工事に登録している場合は、実績承継に係る承継者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しも必要です。

なお、建設業法に基づく建設業の譲渡・譲受手続きを行った場合は、建設業許可証明書に代えて建設業譲渡譲受指令書の提出で構いません。この場合、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は承継者（建設業の譲受人）が未受審であっても、被承継者（建設業の譲渡人）のものを提出することができる場合があります（建設業許可官庁に、被承継者の審査結果が承継者の審査結果として有効なものであることをご確認ください。）。

（※3）組織変更の場合は、「現在事項全部（一部）証明書」ではなく、「履歴事項全部証明書」を提出してください。なお、本社所在地の移転を伴う場合など管轄法務局が変更となった場合で、変更後の管轄法務局による「履歴事項全部証明書」に組織変更に係る記載が表示されない場合は、変更前の管轄法務局による「閉鎖事項全部証明書」も併せて提出してください。

（※4）実績承継において、事業分割や一部吸収などで全ての債権債務の譲渡を行わない場合（一部の事業のみの承継を希望する場合は、実績承継願の文章にご留意ください（実績承継願の記載例をご参照ください。））。

（※5）新設分割の場合は、分割契約書に代えて新設分割計画書を提出してください。

（※6）所得税青色申告決算書など、個人事業に係る貸借対照表及び損益計算書を含む経営状況が分かる資料をご提出ください。

（※7）営業証明書を提出してください。ただし、承継者が営業開始直後などで営業証明書が発行できない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書（控）」の写しを提出してください。

（※8）承継者が営業開始直後などで所得税青色申告決算書などの財務書類を用意できない場合は、承継者のものは添付を省略できます。

（※9）被承継者の逝去により承継者が個人事業を承継する場合等は、被承継者の押印は省略できます。